平成２５年（フ）第２１９号
兵庫県川西市清和台東２丁目１番地の44、前住所兵庫県川西市清和台東２丁目１番地の16201
債務者　林　　豊啓
1　決定年月日時　平成25年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂井希千与
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月23日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２５９号
兵庫県伊丹市鋳物師４丁目３番地１、前住所兵庫県伊丹市北伊丹７丁目14番地５
債務者　井谷　理恵
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細川　歓子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月23日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１７９号
山形市旅篭町１丁目８番４号
債務者　須藤　　洋
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８０号
山形市旅篭町１丁目８番４号
債務者　須藤　知身
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８１号
山形市旅篭町１丁目８番４号
債務者　須藤　　睦
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３６号
千葉県東金市田間344番地１　ヴィラ香川102
債務者　後藤　吉伸
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第３２２号
埼玉県深谷市上柴町西２丁目６番地３
債務者　福島　　光（旧姓塩貝・市川）
1　決定年月日時　平成25年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１６４号
静岡県富士市石坂546番地の６
債務者　和田上末子
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１７７号
静岡県富士市中島181―２　うえすとハイツ301号、住民票上の住所静岡県富士市柚木213番地の１　グレイス壱番館201号
債務者　稲葉　匡伸
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１８５号
静岡県富士市瓜島町98番地の２　タウニィながたＢ―101号
債務者　前島　輝子
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第２６１号
奈良県大和高田市礒野東町２番20号
債務者　羽山　友子
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２７３号
奈良県橿原市石原田町287番地の10　ハイツ武蔵Ｃ201
債務者　植村　安廣
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２７５号
奈良県北葛城郡河合町星和台１丁目１番地３１―402
債務者　清水菜生也
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２８９号
奈良県宇陀市榛原萩原2060番地の１　106号
債務者　橋本　　覚
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第３３４号
埼玉県深谷市上柴町西２丁目６番地３
債務者　こがねちゃん弁当深谷中央店こと　塩貝　恵子
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３１号
福岡県大牟田市小浜町88番地123
債務者　成清　和吉
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第３７号
宮城県気仙沼市長磯森33番地１　幸新荘12号室、住民票上の住所宮城県気仙沼市長磯森33番地１
債務者　千葉　秀子
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部